# 白塔会会則（案）

## 白塔会
## （産業技術短期大学 同窓会）

目次

第　一　章　総　　則……2
第　二　章　目的および事業……2
第　三　章　会　　員……3
第　四　章　役　員　会……3
第　五　章　会　　計……5
第　六　章　会則の変更……6
第　七　章　付　　則……6

# 白塔会会則

## 第　一　章　　総　　則

（第１条　名称）

「白塔会」

１　本会は、「白塔会」と称し、会員の互選による役員及び会員から構成される。
２　役員は、会員の代表として会の運営にあたる。

（第２条　地区および支部）

本会に次の地区および支部を置く。
ただし支部再編解散については、支部により決定するものとし、会長はこれを追認する。

Ａ．東日本地区（北海道支部・東北支部・関東支部・東海支部・北陸支部）
Ｂ．西日本地区（関西（東）支部・関西（西）支部・中国支部・四国支部・九州支部）
Ｃ．韓国地区（韓国支部）
Ｄ．台湾地区（台湾支部）

## 第　二　章　　目的および事業

（第３条　目的）

本会は、会員相互の親睦と研鑽を行い、もって学術文化と産業の振興に寄与することを目的とする。

（第４条　事業）

本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

１　同窓会会員の親睦・研鑽に関わる事業。
２　ホームページによる会活動の広報および会報発行。
３　会員名簿の編集および管理。
４　地区および支部活動への支援。
５　その他本会の目的を達成するために必要な諸事業。

## 第　三　章　　会　　員

（第５条　会員の種類）

本会は次の会員で組織する。

１　正会員　産業技術短期大学・関西鉄鋼短期大学・鉄鋼短期大学在学生および卒業生。
２　特別会員　産業技術短期大学の教職員関係者（元教職員を含む）。
３　賛助会員　役員会で承認された本会の事業を賛助する法人及び個人。
４　名誉会員　役員会の推薦により承認された者。

（第６条　会員の権利）

会員は、本会が刊行する会報および図書等の頒布を受けることができる。
また、会員は本部、各地区・支部等で行う同窓会行事に参加することができる。

（第７条　除名）

会員は、本会の名誉を傷つけ、または本会の目的に反する行為のあったと認められたときは、役員会の議決を経て会長がこれを除名することができる。

## 第　四　章　　役　員　会

（第８条　役員会）

本会に役員会を置く。
１　本会は役員会により運営されるものとする。

（第９条　役員）

本会に次の役員を置く。
１　本部役員
１）会　長　　１名
２）副会長　　若干名（地区代表を兼務することができる）
３）幹事長　　１名（副会長を兼務することができる）
４）幹　事　　若干名（支部長を兼務することができる）
５）会　計　　１～３名
６）会計監査　　１～２名

２　支部役員

１）地区代表　　各地区１名（東日本地区・西日本地区・韓国地区・台湾地区）

２）支部長　　各支部１名

※支部長は、本部役員幹事・地区代表を兼務することができる。

（第１０条　役員の選出および任期）

１　役員の選出

１）本部役員　本部役員・支部役員による推薦・互選により選出する。

２）支部役員　本部役員・支部役員による推薦・互選により選出し、会長が追認する。

２　本部役員の任期

１）任期は２年とし、再任を妨げない。

２）役員に欠員が生じた場合は、必要により後任役員の選出を行う。

３　支部役員の任期

任期は定めず、地区・支部によるものとする。

（第１１条　役員の任務）

１　会長は、会を代表し一切の事業を統括する。

２　副会長は、会長を補佐し、会長不在時はこれを代行する。

３　幹事長は、本会の一切の事務を総括する。

４　会計は、本会の会計を総括する。

５　幹事は、幹事長を補佐し、幹事長不在時はこれを代行する。

６　会計監査は、会計を監査し会員に報告するとともに必要に応じ是正勧告を行う。

７　地区代表は、担当支部事業を統括する。

８　支部長は、支部の事業と事務を統括する。

（第１２条　罷免および辞任）

役員の罷免は役員会の決議とし、役員の辞任は申し出を受け、役員会で承認する。

（第１３条　特別役員）

１　本会の運営に助言協力を得る特別役員を置くことができる。

１）名誉会長　　１名

２）顧　　問　　若干名

３）特命役員　　若干名

２　特別役員は、役員会の承認を受けて任期を定め会長が委嘱する。

（第１４条　役員会の開催）

１　役員会は本部役員で構成し、会長が必要に応じ、
地区代表・支部長および特別役員の出席を求めることができる。

２　役員会は、会長が必要と認めたとき招集することができる。
ただし、本部役員の３分の１以上の要求があった場合は、
要求のあった日より１５日以内に会長が招集する。

（第１５条　議長）

役員会の議長は会長が務める。

（第１６条　議決）

役員会の議決は、出席者の過半数で可決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

（第１７条　議事録の保管）

役員会の議事録は会長の責任において作成し保管する。

## 第　五　章　　会　　計

（第１８条　会計年度）

本会の会計年度は、１年とし４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

（第１９条　会費）

本会は、会費その他の収入をもって運営する。

（第２０条　決算報告）

本会の決算は会計年度終了後２か月以内に会長が作成し、
会計監査を経て役員会の承認を受け、ホームページで公示する。

## 第　六　章　　会則の変更

（第２１条　会則の変更）

本会則は役員会において、出席者の３分の２以上の議決を経て変更することができる。

## 第　七　章　付　　則

（第２２条　施行期日）

本会則は令和９年４月１日をもって効力を生じる。